

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第6号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p>別表第23 医療職給料表(三) 初任給基準表 (第11条関係)</p> <table border="1" data-bbox="197 507 1070 549"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級13号給、「短大2卒」にあつては2級9号給とする。</p>	略	<p>別表第23 医療職給料表(三) 初任給基準表 (第11条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1180 507 2054 549"><tr><td>略</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第3号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級13号給、「短大2卒」にあつては2級9号給とする。</p>	略
略			
略			

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。